

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画調査室）

項 目 名	スマホソフトウェア競争促進法における課徴金納付命令の導入に伴う 所要の措置								
税 目	法人税、所得税								
要 望 の 内 容	<p>スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律において導入された課徴金制度によって納付した課徴金及びその延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととする。</p> <p>（法人税法第55条、所得税法第45条）</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">— 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円								
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）								
（改正増減収額）	（ — 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>同法における禁止事項は、公正取引委員会のこれまでの実態調査や執行事例を通じて、独占禁止法に違反すると整理できる、競争制限効果を有する悪質性の高い行為を具体的に類型化して列挙したものであることから、独占禁止法と同様に、課徴金納付命令により、スマホソフトウェア競争促進法違反で得た経済的利得を国が徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることで、違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>課徴金納付命令により支払させた課徴金について、損金、必要経費に算入できることとなれば、課徴金制度を設けた趣旨を果たせなくなるため、他法における課徴金納付命令と同様の税制措置を行う必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達 施策大目標 競争政策の普及啓発等 施策目標 デジタル市場における競争環境の整備
		政策の達成目標	違反行為で得た経済的利得を徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、違反の抑止を図る
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	スマホソフトウェア競争促進法に基づく課徴金納付命令の発出は個々の事案に基づくため、推計は困難。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	違反行為で得た経済的利得を徴収し、違反行為者がそれを保持し得ないようにすることによって、違反の抑止を図り、規制の実効性を確保できる。 課徴金及びその延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととしなければ、課徴金制度による違反行為の抑止効果が十分に発揮できない。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		課徴金制度によって納付した課徴金及びその延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととするものであり、税制でなければ措置できない。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>		